

平成25年甲賀広域行政組合議会第2回定例会 議決結果

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第9号	平成24年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	H25.9.25	認 定
議案第10号	民事調停の申立てについて	H25.9.25	原案可決
議案第11号	平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について	H25.9.25	原案可決

議案第 9 号

平成 24 年度甲賀広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 24 年度甲賀広域行政組合
一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中 嶋 武 嗣

平成24年度一般会計

歳入

款	項	予算現額	調定額
1. 分担金及び負担金		2,355,692,000	2,355,692,000
	1. 負担金	2,355,692,000	2,355,692,000
2. 使用料及び手数料		418,503,000	445,228,712
	1. 使用料	191,000	368,100
2. 手数料		418,312,000	444,860,612
	1. 国庫補助金	12,413,000	12,413,000
3. 国庫支出金		12,413,000	12,413,000
	1. 国庫補助金	12,413,000	12,413,000
4. 繰越金		55,466,000	55,466,314
	1. 繰越金	55,466,000	55,466,314
5. 諸収入		57,043,000	58,278,073
	1. 預金利子	50,000	56,731
2. 雑入		56,993,000	58,221,342
	1. 組合債	161,100,000	161,100,000
6. 組合債		161,100,000	161,100,000
	1. 組合債	161,100,000	161,100,000
7. 財産収入		100,000	100,000
	1. 財産売却収入	100,000	100,000
歳入合計		3,060,317,000	3,088,278,099

歳入歳出決算書

(単位:円)

収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
2,355,692,000	0	0	0
2,355,692,000	0	0	0
432,103,712	0	13,125,000	13,600,712
368,100	0	0	177,100
431,735,612	0	13,125,000	13,423,612
12,413,000	0	0	0
12,413,000	0	0	0
55,466,314	0	0	314
55,466,314	0	0	314
58,278,073	0	0	1,235,073
56,731	0	0	6,731
58,221,342	0	0	1,228,342
161,100,000	0	0	0
161,100,000	0	0	0
100,000	0	0	0
100,000	0	0	0
3,075,153,099	0	13,125,000	14,836,099

歳出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		794,000
	1. 議会費	794,000
2. 総務費		86,849,000
	1. 総務管理費	67,846,000
	2. 徴税費	18,404,000
3. 衛生費		599,000
	3. 監査委員費	599,000
3. 衛生費		1,132,327,000
	1. 清掃費	1,132,327,000
4. 消防費		1,556,335,000
	1. 消防費	1,556,335,000
5. 公債費		281,606,000
	1. 公債費	281,606,000
6. 予備費		2,406,000
	1. 予備費	2,406,000
歳 出 合 計		3,060,317,000

(単位:円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
763,230	0	30,770	30,770
763,230	0	30,770	30,770
85,454,166	0	1,394,834	1,394,834
66,718,845	0	1,127,155	1,127,155
18,241,981	0	162,019	162,019
493,340	0	105,660	105,660
1,119,074,834	0	13,252,166	13,252,166
1,119,074,834	0	13,252,166	13,252,166
1,550,299,137	0	6,035,863	6,035,863
1,550,299,137	0	6,035,863	6,035,863
281,402,662	0	203,338	203,338
281,402,662	0	203,338	203,338
0	0	2,406,000	2,406,000
0	0	2,406,000	2,406,000
3,036,994,029	0	23,322,971	23,322,971

歳入総額 3,075,153,099 円

歳出総額 3,036,994,029 円

歳入歳出差引残金 38,159,070 円 但し、翌年度へ繰越

平成 25 年 9 月 25 日 提出

甲賀広域行政組合 管理者 中嶋 武嗣

議案第 10 号

民事調停の申立てについて

甲賀広域行政組合は、次により民事調停を申立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 申立人 滋賀県甲賀市水口町水口 6218 番地
甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣
- 2 相手方 (略)
- 3 調停申立ての趣旨
甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に基づき、可燃ごみ処分手数料(事業系)として当該未納手数料の納入を求める。
- 4 調停申立ての理由
(略)
- 5 申立予定年月及び裁判所
平成25年10月 甲賀簡易裁判所

平成25年 9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

議案第11号

平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）

平成25年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,144千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,221,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年 9月25日 提出

甲賀広域行政組合管理者

中嶋 武嗣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,491,873 千円	△3,940 千円	2,487,933 千円
	1. 負担金	2,491,873	△3,940	2,487,933
3. 国庫支出金		12,663	△12,663	0
	1. 国庫補助金	12,663	△12,663	0
5. 繰越金		11,000	27,159	38,159
	1. 繰越金	11,000	27,159	38,159
7. 組 合 債		285,600	△13,700	271,900
	1. 組 合 債	285,600	△13,700	271,900
補正されなかつた款に係る額		423,223		423,223
歳 入	合 計	3,224,359	△3,144	3,221,215

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		93,189 千円	400 千円	93,589 千円
1. 総務管理費		74,101	400	74,501
3. 衛生費		1,232,478	21,608	1,254,086
1. 清掃費		1,232,478	21,608	1,254,086
4. 消防費		1,616,147	△25,099	1,591,048
1. 消防費		1,616,147	△25,099	1,591,048
5. 公債費		278,847	△1,022	277,825
1. 公債費		278,847	△1,022	277,825
6. 予備費		3,000	969	3,969
1. 予備費		3,000	969	3,969
補正されなかつた款に係る額		698		698
歳出合計		3,224,359	△3,144	3,221,215

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 59,000	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 45,300	普通貸借 又は 証券発行	年 % 4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定するものによる。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。